

新型コロナウイルス感染症対策支援のご案内（参考資料）

税理士法人ゼニックス・コンサルティング

初版 2020年4月14日作成
第6版 2020年7月10日更新

－目次（1）－

資金繰り対策のための融資制度

- 1-1 民間金融機関による信用保証付融資
- 1-2 民間金融機関による信用保証付融資（保証料、利子の減免）
- 2-1 政府系金融機関による融資
- 2-2 政府系金融機関による融資（特別利子補給制度）

コロナウイルス対策に活用できる補助金/助成金

- 3-1 雇用調整助成金
- 3-2 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援
- 3-3 業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）事業/東京都
- 3-4 BCP実践促進助成金/東京都

－ 目次（2） －

生活支援・所得補償のための給付金

- 4-1 持続化給付金
- 4-2 家賃支援給付金
- 4-3 特別定額給付金
- 4-4 住宅確保給付金
- 4-5 感染拡大防止協力金/東京都
- 4-6 中小企業・個人事業主支援金/埼玉県
- 4-7 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金/神奈川県
- 4-8 中小企業・個人事業主支援金/埼玉県

税金・社会保険料の納付猶予

- 5-1 国税・地方税・社会保険料の支払猶予の特例
- 5-2 中小企業・小規模事業者の固定資産税の減免

経営革新等支援機関のサポートを伴う補助金活用

- 6-1 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（3次募集）

※6-1は補助金申請時に「経営革新等支援機関」による助言を受けると助成を受けやすくなります。
弊社は「経営革新等支援機関」として認定を受けています。

1-1. 民間金融機関による信用保証付融資

セーフティネット保証融資 4号

全都道府県を対象に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠(2.8億円)で借入債務の**100%**を保証する制度です。

対象中小企業者:

- (イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

セーフティネット保証融資 5号

全業種を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠(2.8億円)で融資額の**80%**を保証する制度です。

対象中小企業者:

- 指定業種に属する中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。
- イ) 最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者。
 - ロ) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
(直近1ヶ月の売上高等とその後2ヶ月間の売上高等見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可能とするよう時限的に運用緩和)

危機関連保証

上記セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、**全都道府県、全業種を対象**に融資額の**100%**を保証する制度です。

1-2. 民間金融機関による信用保証付融資(保証料、利子の減免)

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも**実質無利子・無担保・据え置き最大5年・保証料減免**の融資を拡大。さらに、信用保証付**既往債務も実質無利子**融資に借り換え可能です。

対象要件:

セーフティネット4号、5号および危機関連保証の適用要件と連動。

- (1) 個人事業主・・・売上高等前年同月比**5%**以上減少 → 保証料、金利ともにゼロ
- (2) 小・中規模事業者・・・売上高等前年同月比**15%**以上減少 → 保証料、金利ともにゼロ

内容:

- 融資上限: **4,000万円**
- 担保: 無担保
- 据置期間: 5年以内
- 保証料補助割合: 50%または100%
- 金利補助期間: 当初3年間

2-1. 政府系金融機関による融資

新型コロナウイルス感染症特別貸付 /日本政策金融公庫

利用資格

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して、**5%以上減少**した方。

内容

- 金利減免: 当初3年間の金利が基準金利から**マイナス0.9%**
- 貸付期間: 設備資金20年以内、運転資金15年以内(据置期間5年以内)
- 融資限度額: 国民生活事業**8,000万円**、中小企業事業**6億円**
- 利下げ限度額: 国民生活事業**4,000万円**、中小企業事業**2億円**

危機対応融資/商工中金

利用資格

同上

内容

- 金利減免: 当初3年間の金利が基準金利から**マイナス0.9%**
- 貸付期間: 設備資金20年以内、運転資金15年以内(据置期間5年以内)
- 融資限度額: **6億円**

新型コロナウイルス対策マル経融資 /日本政策金融公庫

利用資格

最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して、**5%以上減少**している小規模事業者の方。

内容

- 担保: 無担保、無保証人
- 金利減免: 当初3年間の金利が基準金利から**マイナス0.9%**
- 据置期間: 設備資金4年以内、運転資金3年以内
- 融資限度額: 1,000万円

上記の他、旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業に限定した、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付」もあります。

2-2. 政府系金融機関による融資(特別利子補給制度)

政府系金融機関の特別貸付を利用した事業者は、特別利子補給制度の併用により利子補給を実施して、**実質無利子**とします。

また、公庫の既往債務の借換えも実質無利子の対象となります。

適用対象

日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」もしくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小事業者のうち、以下の要件を満たす方。

- ①個人事業主:要件無し
- ②小規模事業者(法人事業者):売上高**15%以上減少**
- ③中小企業者:売上高**20%以上減少**

※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種:従業員20名以上
- ・卸売業、小売業、サービス業:従業員5名以下

3-1. 雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者に対して維持的に休業、教育訓練または出向を行いながら、労働者の雇用維持を図った場合に、その事業者が労働者に対して支払った休業手当(※)、賃金等の一部を助成するものです。

(※)休業手当とは、会社都合により従業員を休業させる場合に賃金の60%を支払わなければならないとする労基法上の規則に基づいて支払われるもの

新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年2月14日より雇用調整助成金について特例措置が講じられてきましたが、さらに特例措置の対象となる事業主の範囲が拡大されるなど、受給要件が大幅に緩和されました。

受給できる金額(中小企業の場合): ※ 緊急対応期間中は、対象労働者1人1日当たり15,000円が上限(令和2年3月1日現在)
 休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) 2/3
 教育訓練を実施したときの加算額: 1人1日当たり1,200円(緊急対応期間中は**中小企業2,400円**、大企業1,800円)
 支給限度日数: 1年間で100日(3年間で150日)+緊急対応期間

新型コロナウイルス感染症特例措置 (右記期間以外)		緊急対応期間(4/1~9/30)
生産指標要件	1か月10%以上低下	1か月 5% 以上低下
被保険者要件	雇用保険被保険者のみ対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に含める
助成率	中小企業: 2/3 大企業: 1/2	中小企業: 4/5(解雇等未実施なら 10/10) 大企業: 2/3(解雇等未実施なら3/4)
計画届の提出	事後提出を認める (~5/31)	事後提出を認める (~ 9/30)

3-2. 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(新たな助成金制度)/厚生労働省

対象事業主:

下記①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給(※))の休暇を取得させた事業主。

※ 年次有給休暇の場合と同様

- ① 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等(※)に通う子※小学校等:小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

支給額: 休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10 (8,330円を日額上限とする。)

※大企業、中小企業ともに同様。

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給

※令和2年4月1日以降に取得した休暇は、日額上限15,000円

適用日: 令和2年2月27日～9月30日

3-3. 業態転換支援(新型コロナウイルス感染症緊急対策)事業/東京都中小企業振興公社

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う都民の外出自粛要請等に伴い、大きく売上が落ち込んでいる都内中小飲食事業者が、新たなサービスにより売上を確保する取り組みに対し、経費の一部を助成します。

給付対象者	東京都内で飲食業を営む中小企業者(個人事業者含む) ※注文に応じその場所で調理した飲食料品を提供し、飲食可能なスペースを有する事業所で、新たに「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を始める者
助成対象期間	交付決定日から令和3年1月31日まで(最長3か月間) ※令和2年4月1日以降で交付決定前に支払った経費も対象
主な助成対象	(1) 販売促進費(印刷物制作費、PR映像制作費、広告掲載費 等) (2) 車両費(宅配用バイクリース料、台車 等) (3) 器具備品費(WiFi導入費、タブレット端末、梱包・包装資材 等) (4) その他(宅配代行サービスに係る初期登録料、月額使用料、配送手数料 等)
助成限度額	100万円
助成率	助成対象経費の4/5以内

3-4. BCP実践促進助成金/東京都中小企業振興公社

中小企業者等が、自然災害、感染症等の不測の事態が生じた場合に備え、事業継続のための危機管理対策を講じることが重要であることに鑑み、「事業継続計画」(BCP)策定や実践など、中小企業者等が行う事業継続のための取組を支援します。助成率は中小企業は1/2、小規模事業者(商業・サービス業:従業員5名以下、その他:20名以下)は2/3ですが、**感染症対策を含む場合は一律4/5まで助成されます。**

給付対象者	(1)東京都内に登録簿上の本店又は支店を有している中小企業・小規模事業者 (2)東京都内で開業届又は青色申告を提出している個人 (3)上記のうち、都が指定する研修その他の支援をうけて作成した「事業継続計画」(BCP)を申請時に提出できる者 ※その他にも要件があります。詳細については募集要項をご確認ください。
助成対象期間	支給決定日から 4か月以内 までに事業(機器購入・設定など)を完了させた経費 ※支給決定日前に発注・契約した経費は支給対象外
主な助成対象	提出したBCPを実践するために要した経費 (1)自家発電装置、蓄電池 (2)安否確認システム(サブスクリプション契約を含む) (3)データ管理用サーバー、データバックアップシステム(クラウドサービスの利用を含む) (4)制震・免震ラック、飛散防止フィルム、転倒防止装置等 (5)従業員用の非常食(水・食料等)、簡易トイレ、毛布、浄水器等の備蓄品 (6)水害対策用物品設備(土嚢、止水板等)の購入、設置 (7) 感染症を想定したもの(マスク、消毒液等) (8)耐震診断
助成限度額	1,500万円
助成率	中小企業 1/2、小規模事業者 2/3 (感染症対策を含むBCPの実践は一律4/5)

4-1. 持続化給付金

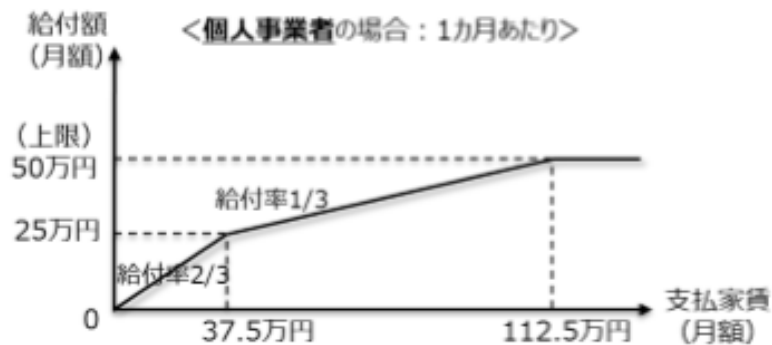
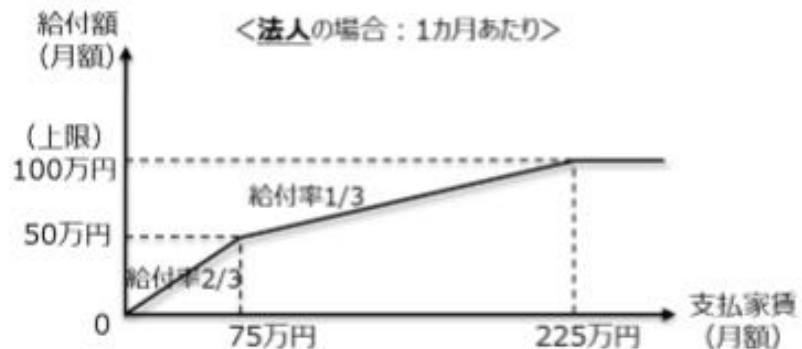
感染症拡大により、営業自粛等々により特に大きな影響を受ける法人・個人について、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付対象者	前年同月比で売上が50%以上減少した月がある 資本金10億円以上を除く法人・個人事業主 ※会社以外の法人も対象
給付額	前年の総売上(事業収入)－(前年同月比▲50%月の売上×12か月) ※限度額: 法人200万円、個人100万円
申請期間	令和2年5月1日～令和3年1月15日 ※Webによる電子申請で受付

4-2. 家賃支援給付金

自粛要請等によって売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「**家賃支援給付金**」を支給します。

給付対象者	中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、 5月～12月において以下のいずれかに該当する者 (1)いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少 (2)連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少
給付額	申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍 (6カ月分)を支給。(月額支給限度額:法人100万円、個人50万円) ※下図参照。
申請期間	令和2年7月14日～令和3年1月15日 ※Webによる電子申請で受付



4-3. 特別定額給付金

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の一環として、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されます。

給付対象者	基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者
給付額	1人につき10万円 ※原則としてその者が属する世帯主が受給(DV等に考慮して本人受給も可) ※支給開始日は各市町村が決定
申請期間	住民票を有する市区町村が定めた「郵送申請方式」受付開始日から3か月以内 ※郵送またはマイナンバーカードを使ったオンラインにて申請受付

4-4. 住宅確保給付金

離職等による収入減少から経済的に困窮していて、就労能力および就労意欲がある方に、**家賃額基準を上限とした家賃相当額**を住居確保給付金として支給します。

給付対象者	<p>※主な要件</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 離職等で経済的に困窮し、住宅を喪失したか、喪失するおそれがあること。(2) 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。(3) 申請日の属する月における申請者および申請者と同一の世帯員の収入の合計額が「収入基準額(基準額(世帯人数で異なる)と家賃の上限額)」以下であること。 収入には公的給付を含む。(例:3人世帯で「172,000円+家賃額」(月額))(4) 申請日における申請者および申請者と同一の世帯員の保有する金融資産が基準額以下であること。(例:3人世帯で1,000,000円、世帯人数により異なる)
給付額	<p>世帯員数と世帯月収の合計額により、どちらか一方の計算方法によって算定</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 家賃額(上限あり)(2) 家賃額(上限あり) - (世帯月収の合計額 - 基準額)
支給期間	<p>申請当月または翌月からの3か月間を限度に支給 ※市役所または区役所で申請を行う</p>

4-5. 感染拡大防止協力金/東京都

新型コロナウイルス感染等拡大防止のため、**都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止等に全面的に協力**いただける中小の事業者の皆様に対し、協力金を支給いたします。

給付対象者	3つの要件すべてを満たす方 (1) 東京都に事業所を有する中小企業及び個人事業主 (2) 緊急事態措置により、都から「休止」「休業」「営業時間の短縮」を 要請された施設 を運営する者(対象業種限定) (3)【第1弾】 ※受付終了 【第2弾】5/7～5/25のすべての期間で自粛・営業時間短縮を行った者
給付額	50万円(2事業所以上で休業等に取り組む事業者は100万円)
申請期間	【第2弾】令和2年6月17日～令和2年7月17日 ※Web、郵送、都税への持参で受付

4-6. 中小企業・個人事業主支援金/埼玉県

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、厳しい経営状況に置かれている県内中小企業・個人事業主を支援します。

給付対象者	<p>【第1弾】 ※受付終了</p> <p>【第2弾】 県内に本社を有する中小企業・個人事業主で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて5月7日から5月31日までの間、7割(20日間)以上県内の事業所を休業する者 ※売上無 1営業日、営業時間短縮 0.5営業日として休業日を計算 ※業種の限定はございません。</p>
給付額	<p>【第2弾】事業所数に関わらず10万円</p>
申請期間	<p>【第2弾】令和2年6月1日～令和2年7月17日 ※Webもしくは郵送で受付</p>

4-7. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金/神奈川県

新型コロナウイルス感染等拡大防止のため、**県の要請や協力依頼に応じて、休業や営業時間短縮にご協力いただいた**中小企業、個人事業主に対し、協力金を交付いたします。

給付対象者	神奈川県内の緊急事態措置により、県内に所有する施設の使用停止や夜間営業時間の短縮要請に応じた中小企業・個人事業主(業種限定) 【第1弾】 ※申請期間終了 【第2弾】令和2年5月7日から令和2年5月26日まで、ご協力をいただいていること
給付額	【第2弾】 業種・事業所数問わず一律10万円
申請期間	【第2弾】令和2年6月8日～令和2年7月14日 ※電子申請および郵送受付限定

4-8. 新型コロナウイルス感染症対策支援金(仮称)/千葉県

千葉県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営状況に置かれている県内中小企業(個人事業主含む)に、**幅広く、かつ、重点的に支援**するため、最大40万円を支給します。

給付対象者	売上が前年同月(令和2年1月から令和2年7月の内、任意のひと月)と比較して50%以上減少した県内に本社を有する中小企業(個人事業主含む) ※ただし、県の休業要請の対象業種では、要請に協力いただけない場合は支給対象から除外
給付額	◇休業要請対象業種(4/16~5/31まで要請に応じた場合)・休業要請対象外業種 事業所全てが自己所有 20万円 事業所のうち、賃借している事業所が1か所 30万円 事業所のうち、賃借している事業所が2か所以上 40万円 ※休業要請対象業種で4/16~5/9まで要請に応じた場合は上記から10万円減額 5/9~5/31のみ要請に応じた場合は賃借事業所数に関係なく、一律10万円を支給
申請期間	令和2年5月7日~令和2年8月31日 ※Web申請および郵送申請でのみ受付

5-1. 国税・地方税・社会保険料の支払猶予の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があり、一時的に税金や社会保険料の納付が困難になった方は、**申請により支払が猶予**されます。(無担保・無利息)

対象者	<p>(1) 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。</p> <p>(2) 一時に納税を行うことが困難であること。</p>
対象	<p>(1) 令和2年3月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する 所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目(印紙で納めるもの等を除く)、および厚生年金保険料等</p> <p>(2) 上記(1)のうち、既に納期限が過ぎている未納の税金・保険料等(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用可能</p> <p>※本制度対象外の場合も、延滞税・延滞金(年1.6~1.9%)付で納付猶予の申請が可能</p>
申請期限	<p>令和2年6月30日か納期限のいずれか遅い日</p> <p>※厚生年金保険料等は「毎月の納期限から25日後」(指定期限)までに申請</p>

5-2. 中小企業・小規模事業者の固定資産税の減免

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の**2021年度**の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、**ゼロまたは1/2**とします。

対象者	2020年2月～10月までの任意の 連続する3ヶ月間 の事業収入の対前年同期比減少率が 30%以上 の中小企業・小規模事業者
対象	①事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税(通常、取得額または評価額の1.4%) ②事業用家屋に対する都市計画税(通常、評価額の0.3%) ※事業用土地は対象外
減免額	事業収入減少率が 前年同期比30%～50%未満の場合: 1/2 軽減 前年同期比50%以上の場合 : 全額免除

※固定資産税の納税猶予：無利息・無担保で1年間可能
(任意の1か月間の事業収入が前年比20%以上減少した場合に適用。各市区町村に申請)

6-1. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(3次募集)

中小企業・小規模事業者等が制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、**革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善**を行うための設備投資等を支援します。
認定支援機関が作成を支援し、都道府県に届け出て承認を得た「**経営革新計画**」を申請時に提出することで、補助金審査の**加点事由**となります。

補助内容の概要	<p>【通常枠】 革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等</p> <p>【特別枠】 新型コロナウイルスを乗り越えるための前向きな投資 (※設備投資に加え営業経費も補助対象)</p> <p>【事業再開枠】 業種別のガイドラインに基づいた感染拡大予防の取り組みを行うための費用</p>
補助率	<p>【通常枠】 1/2 ~ 2/3 (企業規模により異なる)</p> <p>【特別枠】 2/3 ~ 3/4 (類型により異なる)</p> <p>【事業再開枠】 定額(10/10、上限50万円)</p>
補助要件	<p>以下を満たす3~5年の事業計画の策定及び実行 ※特別枠は達成項目・達成年限の緩和有</p> <ul style="list-style-type: none">○付加価値額 +3%以上/年○給与支給総額 +1.5%以上/年○事業場内最低賃金\geq地域別最低賃金+30円
補助上限額	1,000万円 ※特別枠で採択された場合のみ、 事業再開枠の上乗せ が可能
申請期間	令和2年6月10日(水) 17時~令和2年8月3日(月) 17時 ※令和2年11月(4次募集)・令和3年2月(5次募集)の予定あり